別紙１

電波法関係審査基準新旧対照表案

改正案

別紙１　無線局の局種別審査基準（第４条関係）

第１　（略）

第２　放送局

１・２　（略）

別添

FM 放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。

1　航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する混信排除に関する制限	80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。
2　VOR 又は ILS のローカライザの無線局への干渉検討	VOR又はILSのローカライザの無線局の周波数と次に示す関係になる周波数（当該周波数の±100kHzの範囲内にVOR又はILSのローカライザの周波数の全部又は一部が重複する場合に限る。）以外のものを選定。 ①　$2f_1-f_2$ MHz ②　$f_1+f_2-f_3$ MHz ここで、「f_1」、「f_2」及び「f_3」は、VOR又はILSのローカライザの無線局の覆域と放送区域が重複又は近接する自局及び他のFM放送局の周波数を示す。 ただし、$f_1 \geqq f_2 > f_3$とし、他のFM放送局が１局のみの場合は①の計算のみを行うこと。
3　他の FM 放送局の送信空中線と共建又は近傍に設置する場合の制限	運用時間が異なる等により、他の FM 放送局に混信を与えるおそれがない場合を除き、他の FM 放送局と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。
4　他の FM 放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該 FM 放送局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係にある周波数以外を選定。
5　自局の予定放送区域内における他の FM 放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。 周波数差　0kHz　混信保護比　36dB 100kHz　33dB

現行

別紙１　無線局の局種別審査基準（第４条関係）

第１　（略）

第２　放送局

１・２　（略）

別添

FM 放送局の周波数の選定方法

下表の条件を満足する周波数を選定すること。ただし、90.0MHz以上108MHz以下の周波数を使用して行うテレビジョン放送以外の放送に係る無線局について基幹放送用周波数使用計画に規定されるまでの間、FM放送局(臨時目的放送であって、希望する免許の有効期間が6ヶ月以内のものを除く。)は、下表の条件に加え、以下の条件を満足する周波数を選定すること。

ア　予定放送区域内にテレビジョン1チャネルの放送区域(標準テレビジョン放送(地上系(標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する標準方式によるものを除く。))の放送区域をいう。以下イ及びウにおいて同じ。)とされていた区域を含んでいる場合は、85.9MHz以下の周波数

イ　予定放送区域内にテレビジョン4チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、85.0MHzから88.0MHzまで以外の周波数

ウ　予定放送区域内にテレビジョン5チャネルの放送区域とされていた区域を含んでいる場合は、88.0MHzから89.9MHzまで以外の周波数

1　航空機緊急遭難周波数 243MHz に対する混信排除に関する制限	80.8MHz から 81.2MHz までの周波数は選定不可。
2　他の FM 放送局の送信空中線と共建又は近傍に設置する場合の制限	運用時間が異なる等により、他の FM 放送局に混信を与えるおそれがない場合を除き、他の FM 放送局と自局との周波数差±800kHz 以上のものを選定。
3　他の FM 放送局と放送区域が重複する場合の制限	当該 FM 放送局の周波数と、10.7±0.1MHz 差の関係にある周波数以外を選定。
4　自局の予定放送区域内における他の FM 放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。 周波数差　0kHz　混信保護比　36dB 100kHz　33dB

	200kHz　7dB 300kHz　－10dB 400kHz　－25dB
6　他の FM 放送局の放送区域内における干渉検討	他の放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 5 に示す混信保護比を満足する周波数を選定。
7　放送波中継回線に対する干渉検討	(1)　放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。 周波数差　0kHz　混信保護比　60dB 100kHz　55dB 200kHz　40dB 300kHz　10dB 400kHz　－20dB 500kHz　－30dB 600kHz　－40dB 700kHz　－50dB 800kHz　－60dB (2)　上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。
8　自局の予定放送区域内における他のFM放送局に対する干渉検討	99MHz を超え 108MHz 以下の周波数の電波を使用する地上基幹放送局を用いて行うマルチメディア放送（以下この表において「V-Low マルチメディア放送」という。）の放送局又は他の FM 放送局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を占有周波数帯幅の上限から下限までを考慮して選定。 $2f_1 - f_2$ MHz ここで「f_1」及び「f_2」は、自局及び V-Low マルチメディア放送の放送局又は他の FM 放送局の周波数を示す。
9　一般無線局からのFM放送受信に対する干渉検討	一般無線局の周波数と次に示す関係になる周波数以外を選定。 ①　(f－2IF)±400kHz ②　((f－IF)×2±IF)±400kHz ③　f／2±400kHz ④　2f±400kHz

	200kHz　7dB 300kHz　－10dB 400kHz　－25dB
5　他の FM 放送局の放送区域内における干渉検討	他の放送局の放送区域フリンジにおける自局の電波の予想電界強度値が、上記 4 に示す混信保護比を満足する周波数を選定。
6　放送波中継回線に対する干渉検討	(1)　放送波中継回線に対する自局の電波の予想電界強度値が次の混信保護比を満足する周波数を選定。 周波数差　0kHz　混信保護比　60dB 100kHz　55dB 200kHz　40dB 300kHz　10dB 400kHz　－20dB 500kHz　－30dB 600kHz　－40dB 700kHz　－50dB 800kHz　－60dB (2)　上記(1)のほか、受信空中線の指向性、偏波面及び中継局の受信設備の干渉除去のための措置を考慮。
7　一般無線局からのFM放送受信に対する干渉検討	一般無線局の電波と次に示す関係になる周波数以外を選定。 ①　(f－2IF)±400kHz ②　((f－IF)×2±IF)±400kHz ③　f／2±400kHz ④　2f±400kHz

	ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」は FM 放送受信機の中間周波数を示す。
10　一般無線局への干渉検討	一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。

３～５　（略）
第３～第 25　（略）

	ここで、「f」は自局の周波数及び「IF」は FM 放送受信機の中間周波数を示す。
8　一般無線局への干渉検討	一般無線局(電波天文業務を含む。)への混信を排除するため、自局の電波の高調波及び他の無線局との相互変調積等の関係が想定されない周波数を選定。

３～５　（略）
第３～第 25　（略）